

宇治市監査委員公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 30 年 6 月 26 日

宇治市監査委員

小山 茂樹

森 真二

水谷 修

- 1 監査の結果を公表した日
平成 30 年 2 月 22 日（宇治市監査委員公表第 2 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 健康長寿部 年金医療課

監査期間 平成 29年 11月 2日 ~ 平成 29年 12月 21日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	医療機関からの請求の遅れが見受けられた。適正な措置を図るよう努められたい。	平成29年度においては、平成29年9月25日付で、覚書を締結しているすべての医療機関に対して周知文書を発送いたしました。 また、平成30年度においては、覚書における請求の締切日について医療機関における事務処理の状況等をふまえ、健診終了後の「翌月20日まで」となっていたものを「遅滞なく」に変更いたしました。
2	「宇治市後期高齢者医療制度被保険者への半日人間ドック受診補助金交付に関する規程」に沿って事業が実施されているものの、実施内容の一部に「宇治市補助金等交付規則」と異なる取扱いがなされているものが見受けられた。規程と規則の関係を整理されたい。	「宇治市後期高齢者医療制度被保険者への半日人間ドック受診補助金交付に関する規程」を「宇治市後期高齢者医療半日人間ドック受診補助金交付規則」（平成30年4月1日施行）に改めて制定いたしました。
3	医療機関への支払金については、医療機関との間の覚書において委託料と明記されており、支払金を補助金とした規程及び予算措置と矛盾するため、整理を図られたい。	医療機関への支払金が「補助金」であることをふまえ、平成30年度の「ドック健診業務に関する覚書」に関しては、「委託料」の文言を「健診料」に変更するとともに、その他の部分における「委託」の文言を削除または変更いたしました。

監査対象 健康長寿部 国民健康保険課
監査期間 平成29年11月2日 ～平成29年12月21日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	平成26年度の前回定期監査で指摘した「医療機関からの請求の遅延」が今回も見受けられた。適正な事務処理に努められたい。	平成29年度においては、平成29年9月25日付で、覚書を締結しているすべての医療機関に対して周知文書を発送いたしました。 また、平成30年度においては、覚書における請求の締切日について、医療機関における事務処理の状況等をふまえ、健診終了後の「翌月20日まで」となっていたものを「遅滞なく」に変更いたしました。
2	本市と医療機関との間には「ドック健診委託に関する覚書」が締結されているが、医療機関に対する本市の支払金は委託料であると明記されている。「補助金」とした予算措置と矛盾するので整理されたい。	平成30年度において、医療機関に対する本市の支払金が「補助金」であることをふまえ、覚書における「委託料」の文言を「健診料」に変更するとともに、その他の部分における「委託」の文言を削除または変更いたしました。